

3. 自然保全・緑化活動推進のための重点施策

田原市の自然環境及び緑の将来像を実現するために、第6章で整理した施策の体系にしたがい、「たはらの骨格となる自然をまもる」「たはららしい身近な緑をつくる」「たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ」ごとに実施する施策の内容やその実施主体及び実施時期を表示し、さらに個別の施策の内容ごとに事業名や施策イメージを表示した。

3-1. たはらの骨格となる自然をまもる

(1) 水循環を中心とした自然の保全

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 河川の保全	河川の多自然型護岸整備			○	○	○
	河岸の緑道整備	○	○	○	○	○
	水質の浄化	○	○	○	○	○
	市民による河川保全活動の展開	○	○	○	○	○
B. 海浜の保全	海岸の養浜、侵食防止			○	○	○
	アカウミガメ産卵地の保護（表浜）	○	○	○	○	○
	海浜植生の保全	○	○	○	○	○
	マツ林の再生（三河湾）	○	○	○	○	○
	海岸斜面林の保全（表浜）			○	○	○
	市民による海浜保全活動の展開	○	○	○	○	○
C. 山地の保全	自然環境保全の推進	○	○	○	○	○
	緑化による急傾斜地対策	○	○	○	○	○
	管理道の再整備、維持管理	○	○	○	○	○
	市民による里山の維持管理推進	○	○	○	○	○
D. 豊川用水水源林の保全（水資源の確保）	豊川流域圏水源林の保全協力	○	○	○	○	○
	豊川流域圏住民の相互交流	○	○	○	○	○
E. 汐川干潟の保全（水辺の保全・利用の推進）	集水域の水質浄化対策	○	○	○	○	○
	自然共生型の濔浚渫の検討			○	○	○
	豊橋市との連携	○	○	○	○	○
	環境学習、保全活動の展開	○	○	○	○	○
	情報発信	○	○	○	○	○
F. 福江干潟の保全	集水域の水質浄化対策	○	○	○	○	○
	環境学習、保全活動の展開	○	○	○	○	○
	情報発信	○	○	○	○	○
G. ため池と谷戸及び農地の保全	環境保全型農業の推進	○	○	○	○	○
	ため池保全事業の実施	○	○	○	○	○
	ため池の保全活動、維持管理	○	○	○	○	○
	谷戸の保全	○	○	○	○	○
H. 防風林緑地の保全	防風林緑地の保全	○	○	○	○	○

(2) 小規模でも価値の高い自然の保全

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 湿地の保全	市民による湿地の保全活動の展開	○	○	○	○	○
B. 平地林の保全	保存樹林、市民緑地の指定実施と検討	○	○	○	○	○
C. 社寺林、屋敷林の保全	保存樹木、保存樹林の指定検討	○	○	○	○	○
	緑の専門家の登録、活用	○	○	○	○	○

(1) 水循環を中心とした自然の保全

注) 実施時期：施策を実施する時期を○で示した。

A. 河川の保全

河川の多自然型護岸整備・河岸の緑道整備・水質の浄化・市民による河川保全活動の展開

事業内容

- ・ 河川整備促進事業、河川改良事業、水路改良事業、砂防事業 等
- ・ 農地流動化促進支援事業 等
- ・ 環境保全型地域基盤整備事業、農業集落排水整備事業、三河湾等保全対策事業、水質保全対策事業 等
- ・ 環境保全対策活動事業、環境保全推進事業、環境学習・啓発事業、NPO活動支援事業 等

対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 汐川水系	○	○
・ 今池川水系		○
・ 池尻川水系		○
・ 精進川水系		○
・ 蜷川水系		○
・ 仁皇川水系	○	○
・ 天白川水系	○	○
・ 免々田川水系	○	○
・ 新堀川水系	○	○
・ 今掘川水系	○	○

施策イメージ

■河川の多自然型護岸整備（清谷川） ■市民による河川保全活動の展開



■河川の緑道整備



■水質の浄化

■不法投棄ゴミ対策

B. 海浜の保全

海岸の養浜、浸食防止・アカウミガメ産卵地の保護（表浜）・海浜植生の保全・マツ林の再生（三河湾）・海岸斜面林の保全（表浜）・市民による海浜保全活動の展開		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸整備促進事業、赤羽根海岸整備事業 等 ・車の砂浜への乗り入れ規制（自然公園法）等 ・海岸侵食対策促進事業、動植物保全事業 等 ・三河湾国定公園事業、国定公園、県立自然公園保全事務 等 ・動植物保全事業、NPO活動支援事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・三河湾	○	○
・表浜	○	○
・西ノ浜	○	○
施策イメージ ■アカウミガメ産卵地の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸パトロール、上陸産卵数の観察、産卵巣の保護、人工ふ化、稚ガメ放流等 ■市民による海浜保全活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃のボランティア ・サーファーの協力、啓発イベントの実施等 ■不法投棄ゴミ対策		
■マツ林の再生（仁崎海岸） 		仁崎海岸を中心に、かつての白砂青松の景観を再生する。

C. 山地の保全

自然環境保全の推進・緑化による急傾斜地対策・管理道の再整備、維持管理・市民による里山の維持管理推進		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・森林保全事業、森林病虫害防除事業 等 ・治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業 等 ・里山整備事業 等 ・里山保全推進事業、NPO 活動支援事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・市内の森林・里山地域	○	○
施策イメージ ■乱開発の規制 <ul style="list-style-type: none"> ・地域指定による保全 ・適正な管理と計画的な保全 ■市や市民による管理道の再整備・維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道の整備等 ■緑化による急傾斜地対策の必要性		
 <p>(芦ヶ池付近)</p>	■市民による里山の維持管理推進（田原市里山保全アドバイザー養成講座） 田原市森林計画に基づき、市民による里山保全を推進  <p>田原市里山保全アドバイザー養成講座</p>	

D. 豊川用水水源林の保全（水資源の確保）

豊川流域圏水源林の保全協力・豊川流域圏住民の相互交流		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 豊川水源基金等水資源確保事業、水源林保全事業、上下流交流拠点整備事業 等 設楽町交流事業、分収育林事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 豊川流域圏	○	○
施策イメージ ■流域圏交流による水源林の保全整備 <ul style="list-style-type: none"> 豊川水源地域での森林整備を推進し、住民交流を通して水資源の確保に努める。 水源地域との姉妹都市提携推進 		
 <p>とよがわ流域圏こども会議</p>	 <p>東三河地域育樹祭</p>	

E. 汐川干潟の保全（水辺の保全・利用の推進）

集水域の水質浄化対策・自然共生型の滞浚渫の検討・豊橋市との連携・環境学習、保全活動の展開・情報発信		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 汐川干潟の保全整備事業（田原市、豊橋市）、三河湾浄化対策事業 等 干潟等環境保全整備事業、環境保全推進事業、環境学習・啓発事業、動植物保全事業 等 公園緑地整備事業、干潟自然トレイル整備 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 汐川干潟	○	○
施策イメージ ■緑が浜公園環境学習の場の整備（イメージ） 		
■豊橋市との連携 汐川干潟の保全に関しては、「汐川干潟保全基本指針」に基づいて、豊橋市との連携をとりながら、「人と自然が共生する汐川干潟」を目指して、地域住民の理解と協力を得ながら、保全対策の具体化に努め、あるいは保全活動を推進する。 ■不法投棄ゴミ対策 ■汐川クリーン作戦の推進		

F. 福江干潟の保全

集水域の水質浄化対策・環境学習、保全活動の展開・情報発信		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三河湾浄化対策事業等 ・ 干潟等環境保全整備事業、環境学習・啓発事業、環境保全推進事業、動植物保全事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 福江干潟	○	○
施策イメージ <ul style="list-style-type: none"> ■不法投棄ゴミ対策 ■クリーン作戦の推進等 ■自然環境学習の場の整備 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 干潟の塩湿地性植物 シバナ  </div>		

G. ため池と谷戸及び農地の保全

環境保全型農業の推進・ため池保全事業の実施・ため池の保全活動、維持管理・谷戸の保全		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型地域基盤整備事業、農村振興総合整備事業、農業基盤・施設整備事業、水路整備事業、農村基盤整備事業、農村集落環境整備 等、たん水防除促進事業、水質保全対策活動事業、 ・ 特定外来生物対策事業 ・ ため池等整備促進事業、農地・水・環境保全向上活動支援事業 ・ NPO活動支援事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 市内の農地	○	○
・ 市内のため池や谷戸等	○	○
施策イメージ <ul style="list-style-type: none"> ■環境保全型農業の推進 有機肥料の利用、減農薬による農産物づくり エコファーマーの認定促進 ■ため池保全事業の実施 市内ため池調査の実施、ため池マップの作成 ため池環境保全計画の策定 ため池の環境を活かした整備の推進 ■谷戸の保全 放棄水田の活用 平地林（竹材・2次林など）の保全と維持管理等 ■不法投棄ゴミ対策 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■自然を活かしたため池整備 神戸大池  </div>		

H. 防風林緑地の保全

防風林緑地の保全		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保全事業、治山事業、臨海緑地管理事業 等 ・ 森林病虫害防除事業 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 西山地区防風林緑地	○	○
・ 西浦地区保安林	○	○
・ 三河湾沿岸防風林緑地	○	○
・ 表浜地区防風林緑地	○	○
施策イメージ ■ マツ林のマツ枯れ対策の推進・・・マツだけでなく塩害に強い樹種の植栽を実施する。		
キャベツ畑を守る西山防風林緑地		西ノ浜防風林緑地のマツ枯れ
		

(2) 小規模でも価値の高い自然の保全

注) 実施時期：施策を実施する時期を○で示した。

A. 湿地の保全

市民による湿地の保全活動の展開		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物保全事業、文化財保存管理事業等、文化財保護事業、特定外来生物対策事業 ・ NPO活動支援事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ むくろじ湿地	○	○
・ 猿田池湿地ほか市内の湿地	○	○
施策イメージ ■ 湿地の調査研究と天然記念物指定の検討 現在田原市内の主要な湿地のうち、天然記念物の指定を受けていない湿地はむくろじ湿地や猿田池の上流に位置する湿地などがある。これらの湿地の重要性と保全の際の留意点を検討するために、湿地の調査・研究を行い、その結果に基づいて保全措置を講じ、市天然記念物指定の検討を行う。猿田池湿地→		

B. 平地林の保全

保存樹林・市民緑地の指定実施と検討		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存樹林の指定 ・ 市民緑地制度の活用検討、緑化推進事業、緑化整備支援事業 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 平地林	○	○
施策イメージ ■ 保存樹林の指定 (わたしが選ぶたはらの巨木・名木 100 選等) 保存樹林 (指定条件、面積、地域性の高さ、歴史的意義など) を整理し、該当する樹林を指定する。 ■ 市民緑地制度 (都市緑地法) 所有者と市が一定期間、緑地の管理について契約を結び、その土地を一般開放しながら保全を図っていく制度の活用を検討する。		

C. 社寺林、屋敷林の保全

保存樹木、保存樹林の指定検討・緑の専門家の登録、活用		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 巨木・名木の指定、緑化推進事業、緑化整備支援事業、動植物保全事業 等 ・ 人材登録・活用事業、ボランティア活動推進事業 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 社寺林・屋敷林等	○	○
施策イメージ ■ 巨木・名木の指定 (わたしが選ぶたはらの巨木・名木 100 選) 市内の巨樹・名木の調査に基づいた指定台帳の作成と刊行物の発行 ■ 緑の専門家の登録・活用 保存樹木の指定に伴い、それらの管理を行うことのできる技術、知識を有した人材の登録と活用を推進する。		

3-2. たはらしい身近な緑をつくる

(1) 市民及び来訪者が 自然に親しむことのできる拠点の活性化

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 市民及び来訪者が自然に親しむことのできる拠点の整備	シンボルエリア及びシンボル拠点の整備	○	○	○	○	○
	スポット拠点の整備	○	○	○	○	○
B. 市民及び来訪者が 自然に親しむことのできるネットワークの整備	コミュニティ道路の整備	○	○	○	○	○
	歴史と文化の散歩道の整備	○	○	○	○	○
	河川の緑化	○	○	○	○	○

(2) 身近な空間の緑量の増加

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 街路樹の整備	幹線道路の緑化	○	○	○	○	○
	市街地道路の緑化	○	○	○	○	○
	農道の修景緑化	○	○	○	○	○
B. 公園の整備	市民参加による公園整備の推進	○	○	○	○	○
	土地区画整理事業における配慮		○	○	○	○
	公園の管理、運営の充実	○	○	○	○	○
C. 公共施設的环境整備	学校のエコスクール化	○		○	○	○
	その他公共施設の緑化	○		○	○	○
	子供の安全な遊び場として開放		○	○	○	○
D. 民有地の緑化	住宅地の緑化	○	○	○	○	○
	商業地の緑化	○	○	○	○	○
	臨海産業地区の緑化		○	○	○	○
E. 散策路の整備	散策路の整備	○	○	○	○	○
	景観ポイントの改善整備	○	○	○	○	○
	史跡名勝ポイントの改善整備		○	○	○	○
F. まちを彩る緑化	街角緑化	○	○	○	○	○
	花の景観づくり	○	○	○	○	○

(3) 歴史文化を活かした市街地の形成

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 中心市街地の修景	田原城址を中心とした街並みの景観形成	○	○	○	○	○
B. 赤羽根市街地の修景	旧伊勢街道をしのぶ遊歩道整備	○	○	○	○	○
C. 福江市街地の修景	陸路と海路の始終点を意識した都市公園整備とウォーキング・トレイルの整備	○	○	○	○	○

(4) 安心して暮らせる街の形成

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・ 市民団体	事業者・ 関係団体	行政	前期 5年	後期 5年
A. 防災拠点の整備	樹林に囲まれた広場の整備			○	○	○
	防災倉庫の整備	○	○	○	○	○
	非常用電源の確保		○	○	○	○
	避難路の確保	○		○	○	○

(5) 水や資源等循環のしくみの形成

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・ 市民団体	事業者・ 関係団体	行政	前期 5年	後期 5年
A. 水循環の推進	雨水利用の促進	○	○	○	○	○
	中水利用の促進	○	○	○	○	○
B. 資源循環の推進	廃棄物の資源化	○	○	○	○	○
	菜の花エコプロジェクトの推進	○	○	○	○	○
C. エネルギー循環の推進	自然エネルギーの利用促進	○	○	○	○	○

(1) 市民及び来訪者が自然に親しむことのできる拠点の活性化

注) 実施時期：施策を実施する時期を○●で示した。●は緑化重点整備地区内の事業。

A. 市民及び来訪者が自然に親しむことのできる拠点の整備

シンボルエリア及びシンボル拠点の整備		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地整備事業、赤羽根海岸整備事業、東部太平洋岸総合整備促進事業、汐川干潟保全整備事業、農村総合整備事業、表浜海岸拠点整備事業、農村ツーリズムの推進、観光施設整備事業、港湾・漁港整備事業、谷ノ口拠点整備事業、姫島整備事業、既成市街地再生整備事業、田原駅周辺整備事業、自然環境整備事業、工業用地整備促進事業 里山整備事業、里山保全推進事業、干潟等環境保全整備事業、緑道等整備事業 等 		
対象事業	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・三河田原駅周辺整備	●	
・駅前広場整備事業	●	
・赤羽根海岸・弥八島地区・太平洋ロングビーチ整備事業	●	●
・谷ノ口海岸（モデル地区）の整備	○	○
・汐川干潟自然トレイル整備事業	●	●
・市民農園整備	○	○
・クラインガルテン（滞在型市民農園）整備	○	○
・蔵王山園地整備		○
・中央公園の緑化、整備	●	●
・姫島の保全及び園地整備	●	●
・滝頭山、藤尾山、衣笠山、稻荷山などの里山や遊歩道整備	○	○
・サンテパークたはら周辺の整備	●	●
・緑が浜公園整備	●	
・田原 4 区の親水緑地整備	●	●
・立馬池周辺整備		●
・渥美の森の施設の充実	○	○
・フラワーパーク跡地整備	●	●
・伊良湖岬地区の再生整備	●	●
・白谷海浜公園の整備推進	●	
・馬草港周辺の整備	●	●
施策イメージ ■シンボル拠点の整備		
		
東部太平洋岸地区	弥八島地区	渥美の森

スポット拠点の整備			
事業内容			
<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地整備事業、東部太平洋岸総合整備促進事業、文化財保存管理事業、森林保全事業、福江地区交流拠点整備事業、江比間野外活動センター整備事業 等 治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、吉胡貝塚公園整備事業 等 里山整備支援事業、緑道等整備事業、臨海緑地管理事業 里山保全活動支援事業、各漁港整備事業、干潟等環境保全整備事業 等 			
対象事業	実施時期		
	前期 5 年	後期 5 年	
・大手公園整備	●		
・吉胡貝塚公園整備	●		
・片西 1 号公園の整備	●		
・片西 2 号公園の整備	●		
・西浦公園の整備	●		
・仁崎海岸を中心としたマツ林の整備	●	●	
・馬草港周辺の自然豊かな背後地整備	●	●	
・かじた池里山公園の整備と活用	●	●	
・大山の保全整備	○	○	
・赤羽根文化の森の施設の充実	○	○	
・農業畜産実験農場の整備		●	
・大アラコ古窯跡の整備		●	
・猿田池と豊川用水の一体的保全整備	○	○	
・神戸大池農村公園の整備	○		
・東部最終処分場の谷戸里山の保全・整備	○	○	
・笠山緑地の整備と活用	●	●	
・緑が浜 2 号緑地（エコパーク）の整備と活用	●	●	
・庚申池、水上池周辺の拠点整備	○	○	
・西浦のマツ林の保全活用	●	●	
・泉福寺の社寺林の保全活用	○	○	
・黒河湿地の保全	○	○	
・光岩周辺の拠点整備	○		
・姫島漁港の整備	●	●	
・宇津江漁港の整備	●	●	
・福江漁港の整備		○	
・伊良湖港の整備		●	
・福江港の整備		●	
・江比間野外活動センターの整備	●	●	
・西山防風林緑地（マツ林）トレイルの出入り口整備	●		
・堀切ロードパークのポケットパーク整備	●		
・西ノ浜及び海浜の森改善整備	●	●	
・新鮎川橋周辺整備	○	○	
・表浜西部地区海岸拠点整備		○	
・初立池公園の活用と東大寺瓦窯跡の整備	○	○	
・表浜東部地区海岸拠点整備		○	
・福江街区公園の整備	●		
・貝の浜観察拠点整備		○	
施策イメージ			
■ スポット拠点の整備			
	光岩	初立池公園	緑が浜 2 号緑地

B. 市民及び来訪者が自然に親しむことのできるネットワークの整備

コミュニティ道路の整備		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地整備事業、東部太平洋岸総合整備促進事業、汐川干潟保全整備事業、農村振興総合整備事業、観光施設整備事業、港湾・漁港整備事業、工業用地整備促進事業、街路整備事業、各土地区画整理関連事業 等 		
対象事業	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 汐川干潟自然トレイル整備事業	●	●
・ サンテパルクたはら周辺の整備（緑のネットワーク）	●	●
・ 田原 4 区の親水緑地整備（緑地整備）	●	●
・ 安心安全な遊び場ネットワーク整備	●	●
施策イメージ ■ ネットワークの整備 ネットワークにおいては、自然情報や保全活動及び自然体験に関する情報を積極的に提供する。		
		
汐川干潟沿い（緑が浜公園）	汐川干潟	

歴史と文化の散歩道の整備		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地整備事業、東部太平洋岸総合整備促進事業、汐川干潟保全整備事業、農村振興総合整備事業、観光施設整備事業、既成市街地再生整備事業、森林保全事業、治山事業、街並景観整備支援事業、各土地区画整理関連事業 等 		
対象事業	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 仁崎・江比間海岸を中心とした海岸マツ並木の散歩道整備	●	●
・ 西山防風林緑地（マツ林）トレイル整備	●	●
・ 西ノ浜防風林トレイル整備	●	●
・ 汐川・清谷川沿いの緑地、遊歩道の整備	●	●
・ 赤羽根・伊勢小径、ポケットパークの整備	●	●
・ 福江市街地・ウォーキングトレイル・橋詰広場の整備		●
・ 伊良湖岬の文学散歩道の再整備	●	●
・ 巖山の道の再整備	●	
施策イメージ ■ ネットワークの整備 ネットワークにおいては、田原の歴史文化に関する情報を積極的に提供する。また、舗装材や壁材などで雰囲気づくりを行う。		
		
田原城址	芭蕉の句碑	

河川の緑化		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地整備事業、東部太平洋岸総合整備促進事業、汐川干潟保全整備事業、農村振興総合整備事業、観光施設整備事業、港湾・漁港整備事業、河川整備促進事業 等 		
対象事業	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 汐川・清谷川沿い緑道整備	●	●
・ 宮川沿い緑道整備	○	○
・ 免々田川（福江市街地）沿い緑道整備	●	●
・ 蜷川沿い緑道整備	○	○
・ 豊川用水沿い緑道整備	●	●
・ 今池川沿い緑道整備		○
施策イメージ ■ ネットワークの整備 河川（用水路）沿いを緑道化し、季節の花や樹木を植栽整備する。		
		
清谷川沿いの緑道	緑豊かな豊川用水路沿い	

(2) 身近な空間の緑量の増加

注) 実施時期：施策を実施する時期を○●で示した。●は緑化重点整備地区内の事業。

A. 街路樹の整備

幹線道路の緑化・市街地道路の緑化・農道の修景緑化		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域幹線道路整備促進事業、幹線道路整備促進事業、補助幹線道路整備事業、道路改良事業、田原駅前通り線整備事業、田原駅前南線整備事業 等 ・ 道路整備事業、街路整備事業、生活道路整備事業、谷ノ口拠点整備事業、東部太平洋岸総合整備促進事業、駅前広場整備事業 等 ・ 一般農道整備事業、農村振興総合整備事業 等 ・ 緑が丘住宅建替事業、高木住宅建替事業、高齢者住宅整備事業 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 幹線道路 (国道・県道)	●	●
・ 市街地道路	●	●
・ 農道	○	○
・ 市営住宅等街路	○	○
・ 市道	○	○
<p>施策イメージ</p> <p>■ 緑豊かな街路樹形成</p> <p>■ 既設の街路樹については、大きく育成し、緑量を増やすこととする。 幹線道路沿い：街の風格を表す地域種の高木の植栽を主体とする。 市街地道路沿い：地域種の高木に低木や地被を組み合わせた植栽とする。 農道沿い：広々とした景観を活かして、低木や地被（在来種）、花壇による修景植栽を行う。</p> <p>(参考) 常緑の地域種の植栽樹種例： (高木) タブノキ、ヒメユズリハ、ヤブニッケイ、モチノキ、クロガネモチ、クスノキ、ヤマモモ、スダジイ、ホルトノキ、カゴノキ、エノキ、ソヨゴ等 (低木) ウバメガシ、カクレミノ、サカキ、ハマヒサカキ、ヒサカキ、トベラ、シャリンバイ、ハイビヤクシン等 (地被) ツツブキ、ギョウギシバ等 (海岸) ハマオモト (ハマユウ)、コウボウシバ、ハマアザミ、ハマナデシコ等</p> <p>■ 地域種の、より一層の活用 造成地の表土再利用の検討、地域種の植栽苗の育成推進等</p> <p>■ 街路樹等の適正管理 ・ 道路交通の安全を確保し、自然樹形の保全に留意した剪定を行う。 ・ 街路樹の保全意識の高揚を図る。</p> <p>■ 良好な照明環境の実現 ・ 過剰なライトアップによる生物への悪影響を防止する。</p> <p>■ 遊歩道や歩道の「土の道」化の推進 ・ 土やブロック舗装、チップ舗装の遊歩道、歩道整備の推進</p> <p>■ 新規住宅地におけるコミュニティ道路の整備</p> <p>■ 既存道路のコミュニティ道路化の検討</p> <p>■ 愛知県「防犯上の指針」に基づいた防犯への配慮の実施</p>		
		
		タブノキの街路樹 (イメージ)
		
		農道の景観修景 (イメージ)

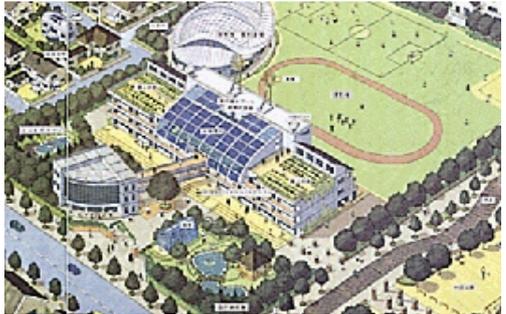
B. 公園の整備

市民参加による公園整備の推進		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地整備事業、拠点公園整備事業、NPO 活動支援事業 等 協働のまちづくり体制確立事業 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 中心市街地	●	●
・ 赤羽根市街地	●	●
・ 福江市街地	●	●
・ 土地区画整理事業対象地	●	●
・ その他集落	○	○
施策イメージ ■市民参加による公園整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市民の身近な公園である住区基幹公園については、市民のニーズに合致した公園として整備する。そのため、計画段階から市民参加による公園の充実を図る。 子供の遊び場として充実を図る。 例：西浦公園の整備 広い芝生広場を設ける、泥遊びや基地づくりなど、子供たちが自由に遊ぶことのできる「プレーパーク」を検討する等。 バリアフリー、スロープ化など人にやさしい公園づくりを目指す。 災害時に役立つ公園づくり 例：避難地となる広場の形成、耐震用貯水槽、防災倉庫、太陽光発電や小型風力発電などによる非常電源の整備等。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> プレーパーク： 子供たちの好奇心や欲求を大切にし、子供のやりたいことができる限り実現される場にしようとする地域の父母たちがプレーリーダーと一緒に直接運営にあたっている公園。 </div>		
  <p style="text-align: right;">公園の計画づくりへの市民参加 (片西公園ワークショップ)</p>		
■既存公共用地の公園整備の推進 (例：東部交通公園跡地の整備 等)		

土地区画整理事業における配慮		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 公園整備事業、拠点公園整備事業、各土地区画整理事業関連事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 中心市街地	●	●
・ 赤羽根市街地	●	●
・ 土地区画整理事業対象地	●	●
施策イメージ ■土地区画整理事業における配慮 <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業により、新規に住宅地が形成される際には、敷地の広い街区公園の整備を検討する。 ■既存公共用地の公園整備の推進		

公園の管理、運営の充実		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 都市公園等管理事業、農村広場管理事業、NPO 活動支援事業、地域コミュニティ活動振興事業、地域防犯施設整備事業、指定管理者による公園等管理事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地 	●	
<ul style="list-style-type: none"> 赤羽根市街地 	●	
<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業対象地 	●	●
<ul style="list-style-type: none"> その他集落 	○	○
施策イメージ		
<p>■公園の管理・運営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な公園の維持管理に努める。 例：危険箇所の早期発見、利用マナーの向上啓発、衛生管理、樹木の適切な管理 公園利用の促進 例：公園ガイドマップによる情報提供、公園における地域の祭り開催等 効率的な管理体制づくり 例：公園管理基本計画の策定・公表、施設利用のオンライン化、公園台帳のデータベース化、落葉や剪定枝のリサイクル等 市民参加の公園管理の充実 例：市民参加の清掃や草刈、公園管理を行う市民同士の情報交流等 指定管理者による公園管理事業 例：滝頭公園、白谷海浜公園、緑が浜公園 		
<p>■良好な照明環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 過剰なライトアップによる生物への悪影響を防止する。 		
<p>■愛知県「防犯上の指針」に基づいた防犯への配慮の実施</p>		
<p>■コミュニティガーデンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティガーデンづくりを希望する自治会等を募集する。 街区公園や公共施設、区有地、空き地などの一角を自治会等の「コミュニティガーデン」として認定、開放する。 例：花壇、ハーブガーデン、ビオトープなど 「コミュニティガーデン」の計画、デザインについては、公園全体と周辺地域との調和を図るため、市や技術者と相談できる体制をつくる。 		
		 <p>白谷海浜公園 (指定管理者による管理)</p>
		 <p>公園管理の市民参加 (田原市加治町)</p>
<p>神奈川県川崎市 宮前ガーデニング倶楽部 (イメージ)</p>		

C. 公共施設の環境整備

学校のエコスクール化		
事業内容		
・ 小中学校改築整備事業、専門学校整備事業、エコスクール・パイロットモデル事業		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 小中学校、高校、専門学校他	○	○
・ その他公共施設	○	○
施策イメージ ■学校のエコスクール化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物緑化、屋外緑化、ビオトープ整備等 ・ 太陽光エネルギー、風力エネルギーの利用 ・ 省エネルギー、省資源、雨水利用等 ・ 指導者・関係者の理解と協力体制 		
		
		エコスクールのイメージ (文部科学省資料)

その他の公共施設の緑化		
事業内容		
・ 市民館整備事業、庁舎整備事業、コミュニティ施設整備事業、市民館の運営・管理、保育所施設整備事業、緑化推進事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 小中学校、高校、専門学校	○	○
・ その他公共施設	○	○
施策イメージ ■その他公共施設の緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設における緑化担当者の指定、緑化計画の作成 ・ 敷地外周の生垣化、植栽帯整備、玄関前の花壇整備等による修景、屋上緑化や壁面緑化の導入検討 ・ 緑化基準の導入 (例 緑化面積 = (敷地面積 - 建築面積) × 0.3) ・ 良好な照明環境の実現 (過剰なライトアップによる生物への悪影響を防止する。) ・ 都市緑地法：緑化施設整備計画認定制度の活用検討 		
		
		田原市中央図書館の屋上緑化

子供の安全な遊び場として開放		
事業内容		
学校施設開放事業、青少年健全育成事業、市民館管理事業、地域コミュニティ活動振興事業 交通公園運営事業、児童センター、児童館運営事業、児童遊園管理事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 小学校	○	○
・ その他公共施設（市民館）	○	○
施策イメージ <p>■ 大人が常駐している「学校」「市民館」などを子供に開放し、安心して遊べる空間を増やす。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>田原市児童センター</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>田原市児童センター</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>童浦市民館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中山小学校</p> </div> </div>		

D. 民有地の緑化

住宅地の緑化		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 緑化整備支援事業、街並景観整備支援事業、緑化センター運営事業、緑化協定制度の導入の検討、田原市緑化推進基金条例、緑化推進事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
<ul style="list-style-type: none"> 住宅地 	●	●
施策イメージ ■住宅地の緑化 <ul style="list-style-type: none"> 苗木の配布 生垣・沿道花壇、奨励花壇の推進 ベランダ緑化、屋上緑化、壁面緑化の奨励 等 ■良好な照明環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> 過剰なライトアップによる生物への悪影響を防止する。 		緑地協定制度（都市緑地法） 緑地協定とは、市街地の良好な環境を確保するために、都市計画区域内における相当規模の土地、または道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者などの全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関して締結する協定。
 <p>プランターと生垣による沿道緑化 (イメージ)</p>		 <p>住宅地の壁面緑化 (イメージ)</p>

商業地の緑化		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 景観形成事業、街並景観整備支援事業、中心市街地活性化推進事業等 緑化整備支援事業、緑化推進基金事業、緑化推進事業、緑化協定制度の導入の検討 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
<ul style="list-style-type: none"> 商業地 	●	●
施策イメージ ■商業地の緑化 <ul style="list-style-type: none"> 沿道商店街への花壇、フラワーポット設置 ビル緑化、屋上緑化、壁面緑化の推進 等 ■良好な照明環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> 過剰なライトアップによる生物への悪影響を防止する。 		都市緑地法 緑化施設整備計画認定制度の活用検討 
 <p>店舗前のフラワーポット (イメージ: 中津川市)</p>		 <p>はなとき通りの菜の花フラワーポット</p>

臨海産業地区の緑化		
事業内容		
・ 工業用地整備促進事業、臨海部都市基盤整備促進事業、公園緑地整備事業、臨海緑地管理事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 工業地帯	●	●
施策イメージ 工場立地法特例措置施工後の工場緑化のあり方を検討。 市の定める田原市公害防止指導基準に基づく工場緑化を指導。 ■工業地区の緑化：ニューファクトリーの推進（経済産業省が製造業を巡る社会情勢の変化に対応し、1990年代初めに提唱した工場像の検討） <ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝緑地帯の保全、整備、維持管理の実施 ・ 緩衝緑地帯に沿った遊歩道整備、屋上緑化の奨励 等 ・ 緑のプロムナードの整備 		
  <p>臨海工業地区の緩衝緑地帯</p>		
  <p>トヨタ自動車(株)田原工場 アイシン・エイ・ダブリュ(株)田原工場</p> <p>工場敷地内の緑化</p>		

E. 散策路の整備

散策路の整備		
事業内容		
・ 里山保全推進事業、里山整備事業、森林保全事業、森林整備促進事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 山並み地区・西ノ浜地区	●	●
施策イメージ ■「衣笠自然歩道」ほか「たはらアルプス遊歩道」の整備 ■赤羽根文化の森散策路の整備 ■渥美の森散策路の整備		衣笠自然歩道 

景観ポイントの改善整備		
事業内容		
・ 農村振興総合整備事業、里山整備事業、街並景観保全事業、街並景観整備支援事業、景観形成事業 ・ 公園緑地整備事業、森林保全事業、自然公園保全事務、谷ノ口拠点整備事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 山並み地区	○	○
・ 表浜地区	○	○
・ 中心市街地地区	●	●
・ 田園地区	○	○
・ 三河湾地区	●	●
・ 西ノ浜地区	●	●
・ 赤羽根市街地・太平洋ロングビーチ地区	●	●
・ 福江市街地地区	●	●
・ 福江湾地区	○	○
・ 伊良湖地区	●	●
・ 臨海産業地区	●	●
・ 谷ノ口拠点地区	○	○
施策イメージ ■三河湾地区 姫島漁港の景観ポイントの改善 ■恋路ヶ浜の景観の保全		 恋路ヶ浜の景観  姫島漁港

史跡名勝ポイントの改善整備		
事業内容		
・ 文化財保存管理事業、文化財保護事業		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 自然環境や緑地と関連ある文化財	○	○
施策イメージ ■ 史跡、名所、天然記念物周辺の環境整備		
		
吉胡貝塚遺跡公園イメージ	伊良湖東大寺瓦窯跡 (国指定文化財)	

F. まちを彩る緑化

街角緑化		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 街並景観整備支援事業、景観形成事業、緑化整備支援事業、観光施設整備事業、緑化推進事業 街路整備事業、駅前広場整備事業、各土地地区画整理関連事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 中心市街地	●	●
・ 赤羽根市街地	●	●
・ 福江市街地	●	●
・ 伊良湖地区	●	●
施策イメージ ■街角の景観、アメニティ性向上の推進		
		
		田原中心市街地付近の花壇

花の景観づくり		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 緑化推進事業、緑化整備支援事業、街並景観保全事業、街路整備事業、駅前広場整備事業、各土地地区画整理関連事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 田原駅前広場・周辺地域	●	
・ 幹線道路沿道	●	●
・ 観光スポット地	●	●
・ 市街地商店街・住宅地	●	●
施策イメージ ■田原駅前を花で飾り、渥美半島をイメージする植物園的雰囲気づくりを行う。また、幹線道路沿いや観光スポット地、商店街においては四季感あふれる花の景観づくりを行う。		
		
		田原市エコガーデンシティ構想より

(3) 歴史文化を活かした市街地の形成

注) 実施時期：施策を実施する時期を○●で示した。●は緑化重点整備地区内の事業。

A. 中心市街地の修景

田原城址を中心としたまちなみの景観形成		
事業内容		
・ 景観条例の制定検討、既成市街地再生整備事業、街並景観保全事業、緑化推進事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 中心市街地	●	●
施策イメージ ■田原城址を中心とした街並みの景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ HOPE 計画の推進 ・ 景観計画の策定 ・ 歴史的建造物の保全 ・ 建築デザインの統一 ・ 大木となる樹木の植栽・育成 ・ 緑量感ある生垣の保全、育成の推奨 等 		
		
城下町の雰囲気を残した街並みの修景・緑化		

B. 赤羽根市街地の修景

旧伊勢街道をしのぶ遊歩道整備		
事業内容		
・ 既成市街地再生整備事業、街並景観保全事業、緑化推進事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 赤羽根市街地	●	●
施策イメージ ■旧伊勢街道をしのぶ遊歩道整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ サインの設置 ・ 遊歩道ルート of 設置 (「土の道」づくりの推進) ・ 歴史的建造物の保全 ・ 生垣の保全、育成の推奨 ・ 花壇設置奨励 等 		
■旧伊勢街道をイメージするポケットパークの整備		
		
街角拠点 (ポケットパーク)		
赤羽根市街地の小径		

C. 福江市街地の修景

まちの歴史性を活かした「賑わい」と「癒し」空間の形成		
事業内容		
・ 既成市街地再生整備事業、街並景観保全事業、緑化推進事業 等		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 福江市街地	●	●
施策イメージ ■常夜灯のある街並の景観形成 道路沿いにプランターボックスや花壇、ハンギングバスケット等を設置し、癒しの空間を創出する。 ■市街地に残る常夜灯等を保存し、歴史性を活かしたプロムナードづくりを行う。		
		
常夜灯	城坂	福江港

(4) 安心して暮らせる街の形成

注) 実施時期：施策を実施する時期を○●で示した。●は緑化重点整備地区内の事業。

A. 防災拠点の整備

樹林に囲まれた広場の整備・防災倉庫の整備・非常用電源の確保・避難路の確保		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民館整備事業、公園緑地整備事業、学校整備事業 等 ・ 生垣設置奨励事業、既成市街地再生整備事業、農村振興総合整備事業、防災設備整備事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 避難指定地（大手公園等）	●	
施策イメージ <ul style="list-style-type: none"> ■ 樹林に囲まれた広場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住居スペースとなる広場を整備 ・ 広場の周囲には地盤を安定させ、火災の熱を防ぐ樹林帯を整備 ・ 広場の地下には雨水貯留施設を設置 ・ 尿尿を高度処理し、中水を循環させるトイレの設置 ■ 防災倉庫の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用食糧、小型浄水機等の備品の確保 ■ 非常用電源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光や小型風車を活用した自然エネルギー発電施設の設置 ■ 避難路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀は地震の際倒壊の危険があることから、避難路沿いのブロック塀の生垣への転換を図る。 		
		
		報民倉（大手公園）

(5) 水や資源等循環のしくみの形成

注) 実施時期：施策を実施する時期を○●で示した。●は緑化重点整備地区内の事業。

A. 水循環の推進

雨水利用の促進・中水利用の促進		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留槽設置支援制度、雨水浸透柵設置補助（仮）、環境調和・環境貢献対策事業、エコ・ガーデンシティ構想推進事業 等 公共施設の整備 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 民有地（住宅地、商業地、工業地帯）	●	●
・ 公園、学校、その他の公共施設	○	○
施策イメージ ■雨水利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留による庭や緑地への散水利用の推進 住宅や公共施設における雨水浸透柵の設置促進 道路の雨水浸透舗装等 ■中水利用の検討・推進 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設における中水利用の検討、推進 ■エコガーデンシティ構想の推進		
		 <p>雨水浸透柵（例）</p>

B. 資源循環の推進

廃棄物の資源化		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量・資源化推進事業、リサイクルプラザ運営事業、ごみ収集事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 民有地（住宅地、商業地、工業地帯）	●	●
・ 公園、学校、その他の公共施設	○	○
・ 田原リサイクルセンター（炭生館）	●	●
・ 東部最終処分場	○	○
施策イメージ ■廃棄物の資源化 <ul style="list-style-type: none"> 家庭における生ごみの肥料化、庭造りへの活用 田原リサイクルセンター（炭生館）における炭化処理、リサイクルの推進 		
 <p>東部最終処分場</p>	 <p>炭生館</p>	 <p>生ごみ堆肥化容器</p>

菜の花エコプロジェクトの推進		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> 菜の花エコプロジェクト推進事業、エコ環境学習推進事業、エコ普及啓発活動 エコ・ガーデンシティ構想推進事業、日本風景街道モデルルート：渥美半島菜の花浪漫街道、NPO 活動支援事業等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 公園、学校、その他の公共施設	○	○
・ 遊休農地、	○	○
・ 幹線道路、観光スポット地	●	●
施策イメージ ■菜の花エコプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> 遊休地の土地改良、景観形成として菜の花を栽培 菜種油を学校給食、特産品等として利用 廃食油を燃料化し、公用車・バス・農機に利用 日本風景街道：渥美半島菜の花浪漫街道の推進：NPO 法人田原菜の花エコネットワークの活動を中心に田原菜の花エコ推進協議会、観光協会、道の駅、市、県などの道路管理者とパートナーシップを組み推進 		
		

C. エネルギーの循環の推進

自然エネルギーの利用促進		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> エコ・ガーデンシティ構想推進事業、省エネルギー・省資源普及促進事業、新エネルギー普及促進事業、新エネルギー導入支援事業 等 		
対象地域	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
・ 民有地（住宅地、商業地、工業地帯）	●	●
・ 公園、学校、その他の公共施設	○	○
施策イメージ ■住宅地、公共施設、公園における自然エネルギーの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 太陽熱利用設備の導入 太陽光発電設備の導入 小型風力発電機の導入 省エネルギーの推進 クリーンエネルギー自動車の導入 等 		
		
		太陽光発電システム（光崎）

3-3. たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ

(1) 自然や緑に親しむきっかけづくり

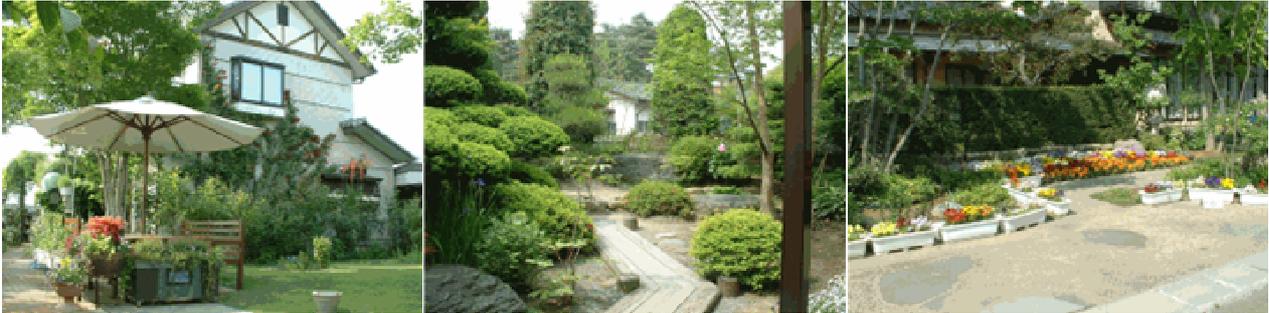
	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 緑の普及・啓発の推進	ホームページによる情報提供	○	○	○	○	○
	ケーブルテレビにおける番組提供	○	○	○	○	○
	花いっぱい運動の推進	○	○	○	○	○
	市民の森づくり（田原市市民記念植樹事業）の推進	○	○	○	○	○
	自然観察センター（ビジターセンター）の展開	○	○	○	○	○
	各種行事の開催	○	○	○	○	○
	各種パンフレット等の発行	○	○	○	○	○
	緑のコンクール（花壇コンクール等）	○	○	○	○	○
	すぐれた緑化への顕彰制度	○	○	○	○	○
	緑のリサイクル	○	○	○	○	○
	緑の調査・研究	○	○	○	○	○
B. 環境学習の推進	学校における環境学習の推進	○	○	○	○	○
	生涯学習における環境学習の推進	○	○	○	○	○
	環境NPOとの連携	○	○	○	○	○

(2) 市民活動の支援

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 市民による緑地の維持管理	市民参加による緑地の維持管理と緑化推進団体の育成	○	○	○	○	○
	指定管理者制度の導入	○	○		○	○
B. 市民参加による緑化活動の推進	田原市里山保全アドバイザーの養成と活動	○	○	○	○	○
	市民グリーンバンクの設置	○	○	○	○	○
	緑の相談所（(仮)田原市緑化推進センター）	○	○	○	○	○
C. 市民活動の育成	緑化モデル地区の導入	○	○	○	○	○
	環境保全モデル地区の導入	○	○	○	○	○

(3) 活動推進のための体制づくり

施策	施策の内容	実施主体			実施時期	
		市民・市民団体	事業者・関係団体	行政	前期5年	後期5年
A. 計画推進窓口の設置	各種施策に関する条例、規則の充実			○	○	○
	庁内組織の設置			○	○	○
B. たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）の運営	活動団体（市民）のネットワーク	○	○	○	○	○
	人材の確保と育成	○		○	○	○
	市民による市民活動の支援	○	○		○	○

花いっぱい運動の推進		
推進方針	事業内容	
市内の沿道や住宅地など、ゆとりと潤いのある空間を創出するために市民、事業者地域の協力により、田原市緑花センターで育てられた花苗を市内各所に植栽する。	<ul style="list-style-type: none"> ■花壇づくり：沿道花壇、奨励花壇 ■緑化木の無料配布：市民緑花まつりの際、配布 ■菜の花エコプロジェクト：遊休地の土地改良、景観形成として菜の花を栽培、沿道植栽にも活用する。 	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市民、事業者、地域、NPO	○	○
施策イメージ ■沿道花壇等の推進		
		
<p>花壇コンクール入賞作品</p> <p>花壇づくり</p>		
■「オープンガーデンたはら（仮）」の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 田原市にも熱心に庭づくりに取り組み、美しい庭をつくっている市民は多い。それらの市民の中から、自宅の庭を公開してもよいという有志を集め、「オープンガーデンたはら」を結成し、公開のルールをつくり、庭を公開する。 ・ オープンガーデンのマップや案内を、パンフレットやホームページで広く紹介する。 ・ 会員を中心として、ガーデニングの情報交換や技術の向上、仲間づくり、勉強・交流会なども実施する。 		
		
<p>長野県小布施町のオープンガーデン（イメージ）</p>		

市民の森づくり（田原市市民記念植樹事業）の推進

<p>推進方針</p> <p>ガーデンシティを目指す市の緑化の一環として、市民等が人生の慶事等を祝って市の指定する場所に記念植樹を行うことを推進する。</p>	<p>事業内容</p> <p>■田原市中央公園などで「市民の森づくり」を行うために記念植樹を実施する。</p>				
<p>実施主体</p> <p>市、市民、事業者</p>	<p>実施時期</p> <table border="1"> <tr> <td>前期 5 年</td> <td>後期 5 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	前期 5 年	後期 5 年	○	○
前期 5 年	後期 5 年				
○	○				

施策イメージ
 ■愛着のもてる公園緑地づくりを推進する



田原市 市民記念植樹のチラシとその内容

【申し込み・問い合わせ】

田原市役所 公園緑地課 公園係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話 (0531) 23-3524

FAX (0531) 23-0180

Eメール koen@city.tahara.aichi.jp

樹木の種類 桜（ソメイヨシノ）

ところ 田原市中央公園（汐川堤防沿）

植樹日時 平成19年3月25日（日）

午前10時～

参加費 1,000円（1本）

植樹本数 50本

（応募者多数の場合は抽選）

応募資格 市内在住者

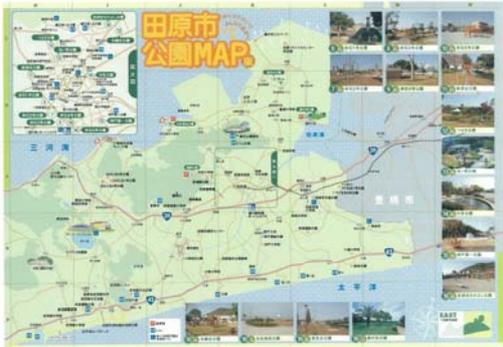
応募方法 電話・FAX・Eメール・郵便にて

応募締切 平成19年1月15日（月）

その他 記念樹には、記念プレートを取り付けます。

自然観察センター（ビジターセンター）の展開		
推進方針	事業内容	
市内の身近な自然とふれあったり自然体験を通して自然環境学習を推進し、自然の大切さの普及を図るとともに、市民や広域住民の交流の場として市内を代表する自然フィールドに自然観察センターを展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 来訪客や市民の交流の場、環境学習の場として、自然に関する情報提供を行い、常駐のレンジャーが自然解説や指導等を行う。 ■ 県内外の自然系施設や博物館等との連絡連携を図り、情報交換、情報収集のネットワークを構築する。 ■ 田原の自然関係の情報誌の発行。 ■ 自然観察会や里山づくり講習会の開催。 	
実施主体	実施時期	
	前期 5年	後期 5年
市、NPO、市民	○	○
施策イメージ		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習や市民、来訪者の交流の場として、自然観察センターの展開を図る 		
		
自然観察会 権現の森	ビジターセンターでの森の恵みのクラフトづくり (イメージ)	

各種行事の開催		
推進方針	事業内容	
身のまわりの緑の必要性を啓発するため、緑に関する行事を展開し、市民が緑化活動に積極的に参加することを図る。	緑に関する情報や緑化樹木や花苗、園芸資材の販売や緑化木の無料配布、環境に関する展示等市民が緑化に対する興味を引き出し、緑化活動に参加するきっかけづくりを行う。 ■市民緑花まつり ■市民きのこづくり ■市民植樹祭	
実施主体	実施時期	
	前期 5年	後期 5年
市民、事業者、NPO、市	○	○
施策イメージ		
■市民緑花まつり等を通じて、緑の必要性を啓発する ・市民緑花まつり		
		
造園組合による見本庭園	ステージイベント	
		
市章をアレンジした花壇の草花の配布	市民きのこづくり	

各種パンフレット等の発行		
推進方針	事業内容	
都市緑化の普及啓発のため、緑化に関するパンフレットを作成し、広く市民や周辺地域住民にアピールする。	■パンフレットは、田原市の自然や緑の紹介、公園緑地の施設の紹介、田原市の緑の施策紹介、緑化に関するもの等。	
実施主体	実施時期	
	前期 5年	後期 5年
市	○	○
施策イメージ ■各種刊行物、パンフレットの発行を積極的に行う ・たはらの自然めぐりⅠ（蔵王山・藤七原・稲荷山等） ・たはらの自然めぐりⅡ―田原の巨木・名木 ・たはらの自然めぐりⅢ（田原の海岸）（19年度予定） 以下、シリーズで発行予定 ・田原市公園マップ ・白谷海浜公園 ・緑が浜2号緑地（エコパーク）		
		 <p>田原市公園マップ</p>
 <p>エコパークパンフレット</p>	 <p>白谷海浜公園パンフレット</p>	 <p>たはらの自然めぐりⅠ</p>

緑のコンクール（花壇コンクール等）		
推進方針 ガーデニングや奨励花壇、沿道花壇等のコンクールを行うことにより、市民の緑化への関心を高め、緑化への参加を促す。	事業内容 ■ 田原市の緑のコンクールは、沿道花壇、奨励花壇、緑花まつりにおける、フラワー作品コンテストがある。今後、地域の市民館、公民館、事業所、商店街等へ対象を広げ、緑化への取り組みを紹介し緑化意識の高揚を図る。 ■ 児童、生徒等による花の絵画コンテストの実施。	
実施主体 市民、地域	実施時期	
	前期 5年	後期 5年
	○	○
施策イメージ ■ 市民の緑化への関心を高め、緑化への参加を促す ・ 平成 17 年度花壇コンクール受賞作品・平成 18 年度フラワーコンテスト受賞作品		
		
最優秀賞 花の会 神戸 A	優秀賞 カンミクラブ	優秀賞 浦長命会
		
優秀賞 本町自治会	寄せ植え 最優秀作品	ハンギングバスケット最優秀作品

すぐれた緑化への顕彰制度		
推進方針	事業内容	
花壇づくり、里山保全活動や緑化活動、調査・研究等、都市緑化の推進に貢献した市民、団体に対して表彰を行う。	■市民緑花まつりに合わせ、緑化推進事業に功労のあった個人、地域、グループ等への表彰。 平成18年度実績 ○顕彰者 4名 ○花壇コンクール 20団体 ○ハンギングバスケット部門 5点 ○コンテナガーデン部門 5点	
実施主体	実施時期	
	前期5年	後期5年
市	○	○
施策イメージ ■都市緑化の推進に対して貢献した市民、団体の表彰		
		
緑の顕彰者の表彰		フラワーコンテスト 表彰式

緑のリサイクル		
推進方針	事業内容	
公園や緑地、街路、河川、公共施設等で発生する剪定枝等について、赤羽根環境センターでチップ化を進め、リサイクルを推進する。	■リサイクルシステム構築のため、技術的な検討、リサイクル資材の活用方法を研究調査する。 ■里山づくりにおいても、間伐材の有効活用を検討、実施する。	
実施主体	実施時期	
	前期5年	後期5年
市、市民、地域	○	○
施策イメージ ■市内で発生した剪定枝等のチップ化の推進		
		
赤羽根環境センター (チップ化の様子)		チップ化した木材の利用例、権現の森・プレイランド

緑の調査・研究		
推進方針	事業内容	
市内の緑に関する生態学的調査・研究や緑の分布状況の調査をし、技術的観点から緑化の推進と緑の保全に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ■「たはらの自然めぐり」の刊行を通じて市内の緑や自然に関する情報を発信する。 ■「田原市自然環境保全基礎調査」を実施し、報告書としてまとめ、里山保全や緑化の推進と保全に役立てる。 ■市民アンケート調査を実施し、市民の緑に関する意識調査を行う。 ■市内の巨木・名木の保護総合調査を実施する。 	
実施主体	実施時期	
	前期 5年	後期 5年
市	○	○
施策イメージ		
<ul style="list-style-type: none"> ■市内の「自然環境保全基礎調査」をNPO、ボランティア等と協働で実施する 		
		
たはらの巨木・名木調査	河川のヨシの植生モニタリング調査	

B. 環境学習の推進

学校における環境学習の推進		
推進方針 市内の小中学生、高校生を対象に里山や公園緑地に関する体験学習を推進する。	事業内容 ■間伐体験、間伐材や木の実を使った工作などの実施 ■里山における樹木調査 ■市の公園緑地事業への理解啓発等 ■エコエネに関する体験学習 ■公園設計の経験 等 例、田原中学校、衣笠小学校等で実施	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市	○	○
施策イメージ ■市内の学校を対象とした緑化関係の体験学習の受け入れ ・間伐体験など 衣笠学習の森		
		
田原中学校 体験学習 植生調査		
		
田原中学校 体験学習 間伐体験		
		
田原中学校 体験学習 毎木調査票の作成		
		
田原中学校 体験学習 公園計画		

生涯学習における環境学習の推進		
推進方針	事業内容	
緑化推進のための生涯学習講座などを通じて、緑化に対する啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田原市里山保全アドバイザー養成講座の開催 ■ 市政ピアーール講座を開催して、緑化についての啓発活動を支援する。 ■ 市民対象の自然観察会の開催 	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市	○	○
施策イメージ <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化推進に関する啓発の推進を図る環境学習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山保全アドバイザー養成講座の様子 		
		

環境 NPO との連携		
推進方針	事業内容	
里山保全アドバイザー養成講座受講者等を中心としたグループと連携した緑化活動の推進を図るとともに、地域の NPO との連携を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各緑化関連グループの NPO 法人化への支援 ■ NPO と協働して、緑化に関する催事等を推進する。 	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市、地域、市民、NPO	●	○
施策イメージ <ul style="list-style-type: none"> ■ NPO と協働して緑化活動の推進を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境関連 NPO による自然観察会風景（稲荷山）と田原市の NPO 支援チラシ 		
		

(2) 市民活動の支援

注) 実施時期：施策を実施する時期を○で示した。

A. 市民による緑地の維持管理

市民参加による緑地の維持管理と緑化推進団体の育成		
推進方針	事業内容	
<p>緑化事業や緑地の管理維持に携わる地域団体や愛護団体等を育成し、これらの団体と連携し、緑化の推進を図る。</p>	<p>■緑化に参加する地域団体等に対する支援を行うとともに、保険制度を活用し、サポート体制を充実する。 ■緑花センターで育成した花苗、苗木を提供し、公園の他街路、河川等で活動する市民の育成を図る。</p>	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市民、地域、団体、市	○	○
<p>施策イメージ</p> <p>■市民参加による緑地の維持管理と緑化推進団体の育成を図る</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>市民による花壇づくり</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>田原市緑花センターでの花苗温室</p>  </div> </div>		

指定管理者制度の導入		
推進方針	事業内容	
<p>公の施設の管理について、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応する必要が生じてきた。このため、民間の能力を活用するため、民間事業者等に公の施設の管理を行うことが推進されている。当市でも都市公園での指定管理者制度の導入を行い、推進している。</p>	<p>■滝頭公園、白谷海浜公園、緑が浜公園で指定管理者制度を導入し、民間活力による管理を実施している。</p>	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
民間事業者、地域団体	○	○
施策イメージ		
<p>■指定管理者制度による公共施設の管理を行う</p>		
 <p>白谷海浜公園</p>	<p>指定管理者制度</p> <p>平成 15 年 9 月 2 日、改正地方自治法（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）によって、地方自治体の出資法人等に対して公の施設の管理を委託する従来の「管理委託制度」から、出資法人以外の民間事業者を含む団体で、地方自治体が指定する「指定管理者」に管理を代行させる「指定管理者制度」へと制度が転換され、公の施設の管理運営に民間の活力を積極的に導入していくことが可能となった。</p>	
 <p>中央公園（整備中）</p>	 <p>緑が浜公園</p>	
 <p>緑が浜 2 号緑地</p>	 <p>滝頭公園</p>	

B. 市民参加による緑化活動の推進

田原市里山保全アドバイザーの養成と活動		
推進方針 平成 18 年度より開講した「田原市里山保全アドバイザー養成講座」修了者が自主的に里山保全に取り組む支援を行うとともに、講座を充実させ、アドバイザーの更なる養成と保全技術の向上を目指す。	事業内容 ■田原市里山保全アドバイザー講座の拡充を行う。 ■アドバイザーの活動フィールドの支援 ■里山の維持・管理には専門知識が必要であり、また、市民への里山の開放を促すため、市民と里山所有者の間を結ぶ組織の設立と支援を市は行う。	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市民、事業者、地域団体、市	○	○
施策イメージ ■里山保全アドバイザー・市民による里山保全活動の推進を図る <イメージ図（案）>		
<pre> graph TD A[田原市] --> B[組織の設立・支援] B --> C[里山所有者] C <--> D[契約 里山の開放 里山の維持 管理] D <--> E[里山保全組織] E <--> F[里山の維持・管理 自然に関するイ ベントの開催、里 山の自然とのふ れあい] F <--> G[市民・里山保全 アドバイザー] </pre>		

市民グリーンバンクの設置		
推進方針 市民、事業者、団体等が所有する庭木樹木を登録し、希望者に斡旋する制度として「たはらグリーンバンク」を設置し、情報交換の展開を図る。	事業内容 ■市民グリーンバンク事業・・・市民等の所有する不要になった樹木を登録し、必要とする市民や事業者、団体への斡旋を行う。	
実施主体	実施時期	
	前期 5年	後期 5年
市民、事業者、団体、市	○	○
施策イメージ ■緑の保全に役立てるとともに、市民間のコミュニケーションを図る <たはらグリーンバンクの概念イメージ（案）>		

緑の相談所（（仮）田原市緑化推進センター）		
<p>推進方針</p> <p>都市緑化を進めるために、市民への園芸全般に関する指導、広報活動、イベントの開催等を行い、緑に対する普及を図る。</p> <p>田原市緑花センターを発展的に改組拡充し「（仮）田原市緑化推進センター」とし、都市緑化意識の高揚と普及等を図る組織とする。</p>	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 園芸教室や講習会の開催 ■ 土づくりから病虫害等の緑に関する緑の相談 ■ 花や庭園等緑に関する図書の充実・図書館と連携 ■ 緑のリサイクルの相談 ■ 緑に関連する展示会 ■ 緑化パンフレット、図書の配布 ■ 緑と花の見本園 等 	
<p>実施主体</p>	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
<p>市、市民、NPO</p>	○	○
<p>施策イメージ</p>		
<p>■ 都市緑化を推進し、緑に対する普及を図るため、緑の相談所の設置を検討する</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="268 875 592 1585" style="width: 30%;"> </div> <div data-bbox="703 947 1337 1417" style="width: 30%;"> </div> <div data-bbox="863 1424 1206 1458" style="width: 30%; text-align: center;"> <p>現在の田原市緑花センター</p> </div> </div> <p data-bbox="220 1644 727 1677" style="margin-top: 20px;">浜松市緑化推進センターのパンフレット</p>		

C. 市民活動の育成

緑化モデル地区の導入		
推進方針	事業内容	
自治会、商店街、工場、公共施設、学校などを一つの単位とした緑化を推進するモデル地区を選定し、支援を行うことにより、市内の緑化に関する先進事例を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ■緑化推進モデル地区事業の導入 ■モデル地区選定は公募による候補地を選定対象とする。 	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市 市民 地域 事業者	○	○
施策イメージ		
■緑化推進モデル地区の導入を図る		
		
緑道のサクラ並木	奨励花壇	

環境保全モデル地区の導入		
推進方針	事業内容	
市民が自発的に環境保全活動に取り組む団体とその取り組み地を「環境保全モデル地区」として選定し、支援などを行うことにより、市内の環境保全に関する先進事例を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全モデル地区事業の導入検討 ■モデル地区選定は公募による候補地を選定対象とする。 	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市 市民 地域 NPO 等	○	○
施策イメージ		
<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全モデル地区事業の導入の検討 <p>自然環境、生活環境の保全活動</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>例：マツ林の環境保全活動、海岸の清掃活動、アカウミガメやシデコブシの保護育成活動</p>		

(3) 活動推進のための体制づくり

注) 実施時期：施策を実施する時期を○で示した。

A. 計画推進窓口の設置

各種施策に関する条例、規則の充実		
推進方針	事業内容	
各種施策に関する条例、規則、要綱の充実を推進する。	■各種施策に関する条例、規則、要綱の充実	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市	○	○
施策イメージ ■自然環境や緑の保全、普及、啓発、整備等の取り組みを推進するため、これらをバックアップする条例、規則、要綱の充実を図るとともに、この計画を具体的なものとするために制度の面から支えていく。		

庁内組織の設置		
推進方針	事業内容	
田原市シンボル公園ネットワーク計画（田原市緑の基本計画）を推進することを図る。	■「シンボル公園ネットワーク計画推進会議（仮）」の設置	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市	○	○
施策イメージ ■本計画策定の庁内体制の土台となった策定部会、幹事会をベースに「シンボル公園ネットワーク計画推進会議（仮）（チーム）」を横断的に設置し、関係各部・課の連絡調整、情報提供、施策の進行管理を実施する。		
<pre> graph TD Council[シンボル公園ネットワーク計画推進会議（仮）] subgraph Committees C1[まもる 保全推進分科会（仮）] C2[つくる 整備推進分科会（仮）] C3[はぐくむ 市民活動推進分科会（仮）] end Council --> C1 Council --> C2 Council --> C3 C1 --- D1[総務部] C1 --- D2[財務部] C1 --- D3[市民部] C1 --- D4[福祉部] C1 --- D5[環境部] C1 --- D6[経済部] C1 --- D7[建設部] C1 --- D8[都市整備部] C1 --- D9[水道部] C1 --- D10[赤羽根支所] C1 --- D11[渥美支所] C1 --- D12[教育部] C1 --- D13[消防本部] C1 --- D14[議会議務局] C2 --- D1 C2 --- D2 C2 --- D3 C2 --- D4 C2 --- D5 C2 --- D6 C2 --- D7 C2 --- D8 C2 --- D9 C2 --- D10 C2 --- D11 C2 --- D12 C2 --- D13 C2 --- D14 C3 --- D1 C3 --- D2 C3 --- D3 C3 --- D4 C3 --- D5 C3 --- D6 C3 --- D7 C3 --- D8 C3 --- D9 C3 --- D10 C3 --- D11 C3 --- D12 C3 --- D13 C3 --- D14 </pre>		

B. たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）の運営

活動団体（市民）のネットワーク				
推進方針	事業内容			
<p>ガーデンシティ構想を市民の力で推進するため、みどりの育成等で活動する市民、団体のネットワーク化を図る。</p>	<p>■ たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）運営事業</p>			
実施主体	実施時期			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">前期 5 年</th> <th style="width: 50%;">後期 5 年</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	前期 5 年	後期 5 年	○
前期 5 年	後期 5 年			
○	○			
市、市民、地域、事業者、団体、NPO				
<p>施策イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の環境保全団体、緑環境育成団体、事業者、市民、NPO など様々な主体のネットワーク化 ■ 情報のネットワークと共有化 ■ 人材の育成、人的交流 				
				
<p>里山保全アドバイザーの活動</p>				

人材の確保と育成		
推進方針	事業内容	
緑や自然環境、生活環境の保全活動の取り組む人材の確保と育成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進計画支援事業 ・コミュニティ活動支援事業 ・地縁団体設立等支援事業 ・NPO 活動支援事業 等 	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
市 市民 等	○	○
施策イメージ		
<ul style="list-style-type: none"> ■市内の環境保全活動、緑化活動等に取り組む人材の把握、登録 ■活動の中心的役割を担うコーディネーターの育成 		
		
市民里山講座のようす		

市民による市民活動の支援		
推進方針	事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民による市民活動の支援を推進し、ガーデンシティ構想の実現を図る。 ・市民活動の拠点づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 活動拠点施設整備事業等 	
実施主体	実施時期	
	前期 5 年	後期 5 年
	○	○
施策イメージ <ul style="list-style-type: none"> ■市民活動の「よろず相談所」の設置 ■「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」を通じて、市民の活動に対して知識・技術的支援を行う。 ■市民活動の拠点（ステージ）づくり （内容は次頁に記載） 		

市民の活動をささえるプロジェクト
たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）を中心に活動の輪をひろげる

■緩やかな活動のネットワーク～「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」

- ・「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」は緑化や里山づくり、その他環境保全活動など、田原市で様々な活動を行っている人々が集まるゆるやかなつながりとする。市民団体、事業者、個人など多くの団体、個人によって構成される。
- ・全体で活動するというよりも、情報交換の場や、いくつかの団体が力を合わせて活動する際の、チームづくりの基盤となるつながりとしての役割を有する。
- ・このゆるやかなつながりを通して、知識や技術の相互支援の場となる事が期待される。

「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」の役割

○情報交流の場としてのネットワーク

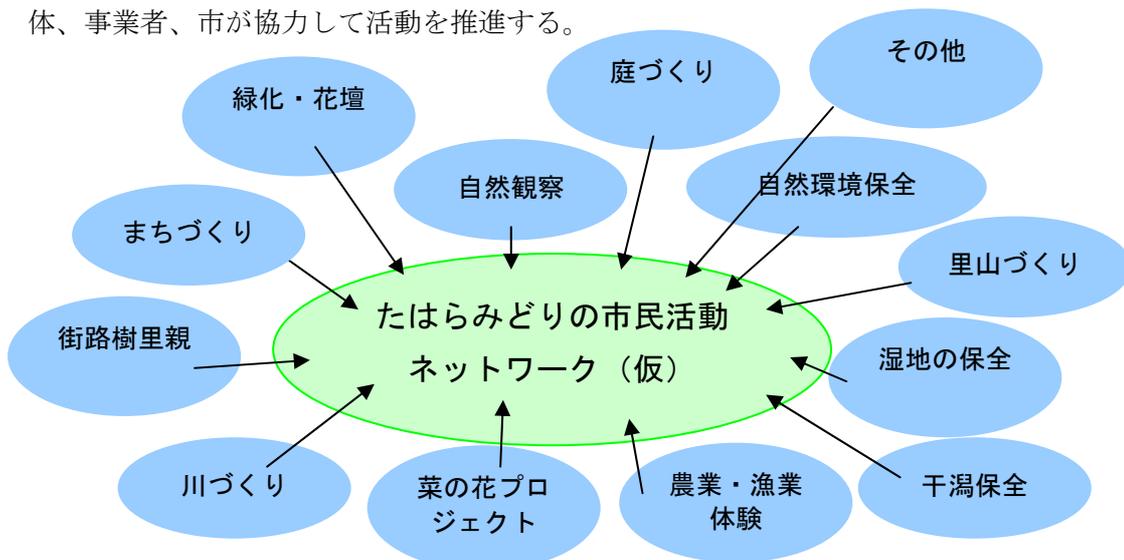
- ・「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」では参加する団体や個人の間での情報交換や市からの情報提供など、情報の交流を進めていく。

○市民活動のよろず相談所

- ・様々な知識や経験を持っている人々をつないで、市民や市民団体、事業者などからの田原市の環境保全に関する様々な相談に答える、あるいはそうした人材を紹介する。

○市民の活動実践の基盤としてのネットワーク

- ・緑化や里山づくり、水辺保全など様々な課題、問題があった時、「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」のメンバーを中心としてプロジェクトチームをつくり、市民、市民団体、事業者、市が協力して活動を推進する。



「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」の活動例

○情報の提供

- ・市内で緑化や花づくり、環境保全の活動を実践されている人と行動を紹介するなど、具体的に行動するために役立つ情報を紹介する。
- ・ホームページの作成や情報誌の発行など活動のPRを活性化する。

○市内外の専門家の人材バンクの設置

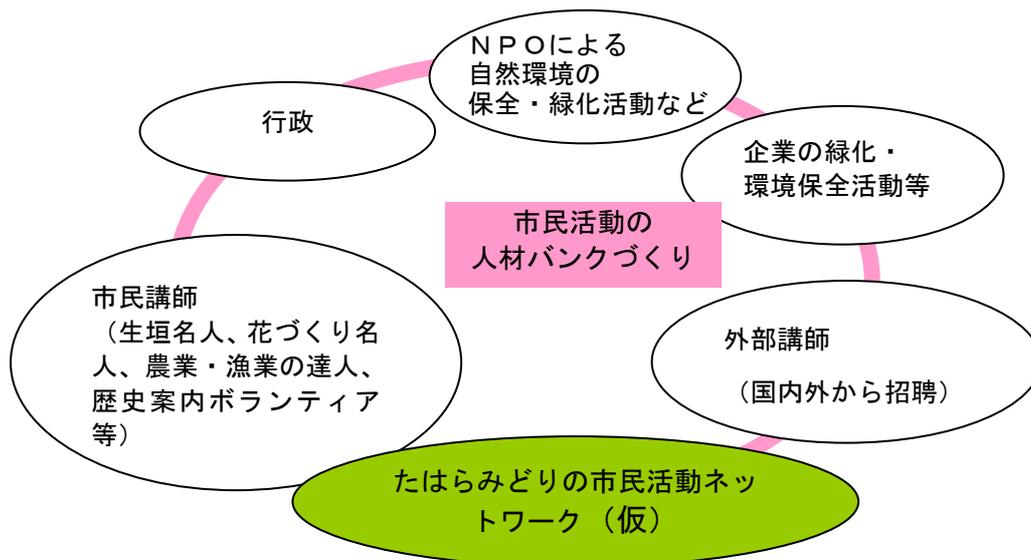
- ・緑化や花づくり、環境保全の活動について専門的な知識、経験を有している人（市民、市内在住者に限定しない）の情報を集める。
- ・市民団体等からの要請に応じて、緑化や花づくり、環境保全の活動に関して専門的な知識を伝達したり、活動を実践する上でのリーダーとなる人材を派遣する。
- ・学校や地域からの要請に応じて、緑化や花づくり、環境学習の講師を派遣する。

○人材研修の実施

- ・「たはらみどりの市民活動ネットワーク（仮）」に参加しているメンバーで、ある地域の緑化や里山づくりなどをテーマとしてその解決のための施策を考えるプロジェクトを通して、互いの研鑽を積む。

○市民活動の場の設置

- ・文化会館のフリースペースや市内の公共施設等を有効活用した「市民活動の場」を設定する。



3-4. 指標別の目標水準

「まもる」「つくる」「はぐくむ」の観点から指標別の目標を設定し、「ガーデンシティ」の実現を目指す。

＜たはらの骨格となる自然をまもる＞

関連地区	指標	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)
山並み地区	里山保全面積	187ha	240ha
田園地区（東部・西部）	菜の花エコプロジェクトによる遊休農地解消面積	9.1ha	164ha
臨海産業地区 三河湾地区 福江湾地区 西ノ浜地区 伊良湖地区 表浜地区（東部・西部） 太平洋ロングビーチ地区	水質環境基準値（海域）の達成割合	67%	80%
全域	水質環境基準値（河川）の達成割合	85%	90%
全域	エコファーマー認定者数	663人（H16）	750人

＜たはららしい身近な緑をつくる＞

関連地区	指標	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)
全域	一人当たりの都市公園面積	4.82 m ²	10 m ²
全域	奨励花壇数	133箇所	200箇所
全域	沿道花壇数	452箇所	900箇所
全域	街路樹延長	15,894m	17,500m
全域	緑道延長	6,050m	8,363m

＜たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ＞

指標	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)
環境NPOとの連携（自然保護活動を行うNPOなど団体数）	26団体	50団体
学校における環境学習の推進（間伐体験、水生生物調査、ホタル放流など自然環境に関する体験学習回数）	小学校 20校で年間90回実施 中学校 7校で年間11回実施（H17）	小学校 1校当たり5回/年 中学校 1校当たり2回/年
「田原を美しくする推進デー」の参加人数	17,000人/年（H17）	18,000人/年

4. リーディングプロジェクト

緑化重点整備地区及びシンボル拠点の中から、自然環境保全や身近な緑をつくるなどの緑化推進のための市民活動の拠点となり、今後この計画を推進する上で緊急的課題を要するプロジェクトを以下のとおり抽出し、リーディングプロジェクトとして位置づけた。

4-1. リーディングプロジェクトの抽出

(1) 拠点整備

対象地	事業
三河田原駅前	・三河田原駅周辺整備 ・駅前広場整備
中央公園	・中央公園の緑化、整備
田原4区・姫島	・田原4区の親水緑地整備 ・姫島の保全及び園地整備
谷ノロ海岸（モデル地区）	・谷ノロ海岸（モデル地区）の整備
赤羽根漁港地区、弥八島地区、太平洋ロングビーチ	・赤羽根海岸、弥八島地区、太平洋ロングビーチ整備
フラワーパーク跡地	・フラワーパーク跡地整備

(2) ネットワーク整備

汐川、汐川干潟	・汐川干潟自然トレイル整備
滝頭山、衣笠山、稲荷山、藤尾山	・滝頭山、衣笠山、稲荷山、藤尾山などの里山や遊歩道整備

図 8-4-1：リーディングプロジェクトの配置及び拠点の方向性

